

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和7年6月中に考査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

| 通報者 | 件数(件) |
|-----|-------|
| 県民等 | 3     |
| 匿名  | 3     |
| 職員等 | 0     |
| 計   | 6     |

(2)通報方法別

| 通報者    | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール  | 6     |
| 郵便・FAX | 0     |
| 面談・電話  | 0     |
| 計      | 6     |

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

| 通報内容                                                                                                                      | 処理状況                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ①ある振興局において、旅費システムの承認者が変更されたが更新されていない。また、座席表も最新のものに更新されていない。                                                               | 振興局に確認したところ、適切に対応した旨の回答を得た。                     |
| ②ある課の業務分担が不均衡で不適正である。                                                                                                     | 調査の結果、通報の事実は確認できなかった。                           |
| ③ある振興局建設部の、盛土規制法に係る土地造成事業が完了しているか否かについての判断が不適切である。                                                                        | 調査の結果、当該法は適切に運用されていることを確認した。                    |
| ④県の建設業許可を受けている工事業者の代表者が飲酒運転で逮捕された場合、この業者の建設業許可はどうなるのか。                                                                    | 所管外のため、また具体的な内容が不明であるため不受理とし、関係課に情報提供した。        |
| ⑤ある事業者がある町で資材置き場を目的とする事業を行っている。町から都市計画法に基づく開発許可が必要な事業ではないと聞いているが、県としては、都市計画法の開発許可を所管する町に対し、当該事業者に対して許可申請させるよう進言するべきではないか。 | 調査の結果、県は町と情報共有を行いつつ、法令等の規定に基づき適正に対応していることを確認した。 |
| ⑥ある民間の医療法人において、一部の職員だけで勉強会という名目で高級弁当を食べている。                                                                               | 所管外のため、不受理とした。                                  |

通報内容を分類すると次のようになります。

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの | 0        |
| (2)県の行政事務処理、その他に関するもの    | 6 ①②③④⑤⑥ |

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| (1)調査の結果、是正の必要がないもの                | 3     |
| (うち通報内容が事実とは認められないもの)              | 3 ②③⑤ |
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)  | 0     |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)         | 0     |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) | 0     |
| (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの       | 1 ①   |
| (3)調査を継続中としたもの                     | 0     |
| (4)不受理としたもの                        | 2 ④⑥  |

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)  
総務部 総務管理局 考査課  
担当：石井、額田  
電話：073-441-2136  
内線：2115、2116